

※料金の記載のないものは無料

おしらせ

軽自動車などの廃車・名義変更手続はお早めに

▼軽自動車税は、その年の4月1日時点で登録している車両の所有者に課税されます。また、月割課税（還付）の制度がないため、令和4年4月2日以降に廃車や名義変更（譲渡）の手続をした場合、令和4年度分の年税額すべてを納めていただくこととなります。

※廃車や名義変更手続を販売店などに依頼した場合、期日までに手続が完了しないために課税が発生する場合があります。

軽自動車税の課税対象車両

- ① 原動機付自転車、ミニカー（排気量125cc以下）
- ② 小型特殊自動車（耕運機、トラクター、フォークリフトなど）
- ③ 軽二輪車、小型二輪自動車（排気量125cc超）
- ④ 三輪以上の軽自動車（排気量660cc以下）

手続期限 / 4月1日金

問本 税務課 Tel 23・5584	ナンバー・車種区分	土浦・茨城・茨ナンバーの三輪以上の軽自動車	軽二輪車 小型二輪自動車	石岡市・八郷町ナンバーの原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車（茨ナンバー・土浦99ナンバー含む）
	手続場所	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 Tel 050-3816-3106	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 Tel 050-5540-2018	問本 税務課市民税担当 Tel 23-5584 問本 市民窓口課 Tel 43-1111

手続が必要な場合

- ① 廃車：今後使用しない、盗難にあった、廃棄処分したなど
- ② 名義変更：売却した、他者に譲った、亡くなった家族名義のままになっているなど

手続場所 / ナンバーや車種によって、手続場所が異なります。詳細は、各手続先にお問い合わせください。

中央図書館前横断歩道に歩行者横断点滅機を設置

▶歩行者横断点滅機とは、信号機のない横断歩道で、歩行者がいることを運転者に伝える装置です。歩行者が装置に付いているセンサーに手をかざすと、点滅をして運転者に知らせます。

運転者は、歩行者を確認した際には、十分に注意すると共に、一時停止をお願いします。

問本 コミュニティ推進課  
Tel 23-7304



固定資産の評価額を確認できます

- ① 土地や家屋などの評価額の確認（償却資産は対象外）
- ▼ 新年度の土地・家屋の固定資産税評価額が他の土地・家屋と比較して適正なのか確認できます。
- ※コピー不可
- ② 名寄帳の閲覧
- ▼ 4月1日から、新年度の名寄帳を閲覧することができ、ます（自分の資産のみ）。

※詳細はお問い合わせください。

共通事項

期間 / 4月1日金～5月2日月  
場所 / 問本 税務課（八郷総合支所では行いません）

対象

- ① 固定資産税（土地・家屋）の納税者
- ② 納税者からの委任状により委任を受けた代理人

持ち物 / 本人確認の運転免許証・健康保険証など

問本 税務課資産税担当

Tel 23・7295

広告掲載欄

広告掲載欄

※※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

## お知らせ

### 認知症簡易チェックサイトを をご活用ください

▼パソコンや携帯、スマートフォンで簡単に認知症をチェックしませんか？  
家族・介護者向けと、本人向けを選択できます。個人情報を入力不要です。チェックサイトはこちら▼



※利用料は無料です(通信料は自己負担)。

☎地域包括支援センター  
Tel 35・1127

### なごみ処「睦」 開催のお知らせ

▼認知症の人やその家族、地域住民や専門職など誰でも気軽に参加でき、集まって語り合うことで、悩みごとなどを共有できる場です。介護や認知症の相談もできます。どなたでもお気軽にお越しください。  
内容／体を動かす簡単なゲーム

暮らし・手続き

募

集

講座・教室

相

談

お知らせ

健

康

イベント・催し

## 六軒東区の 祭礼備品を整備



▶ (一財) 自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成を行っています。令和3年度は、六軒東区が助成を受け、獅子頭や半纏などを整備しました。



☎本コミュニティ推進課 Tel 23-7304

☎石岡警察署生活安全課  
Tel 28・0110

▼卒業や進学・進級を迎えるこの時期は、生活環境の変化に伴い、深夜の外出、喫煙・飲酒などや非行に走る少年が増加する傾向にあります。深夜の外出は、犯罪被害に遭う危険が高まり、喫煙・飲酒に手を出さずつけにもなりません。夜遅くに子供だけで外出しない・門限を守るなど、約束事を決めましょう。また、インターネットは便利ですが、使い方を間違えると危険です。進学・進級をきっかけにして、子供にスマートフォンデビューさせる前に、家族でよく話し合い、ルールを決めることが大切です。

## もの忘れ(認知症)相談会

▼市内精神科医療機関の精神保健福祉士による相談会です。訪問での相談も受け付けています。秘密は厳守されます。

日時／3月9・23日(函)

午後1時30分～4時(予約制)

場所／地域包括支援センター  
または自宅

申込方法／電話で申し込み

☎地域包括支援センター  
Tel 35・1127

## 少年の非行・犯罪被害防止



## 広告掲載欄